江東西税務署からのお知らせ

【問合せ先】　〒135-8311　江東区猿江 2-16-12　TEL　03（3633）6211（代表）
※　お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

確定申告は

スマホからがおすすめです！

【国税庁ホームページ】

「国税庁 e-Tax キャラクター　イータ君」

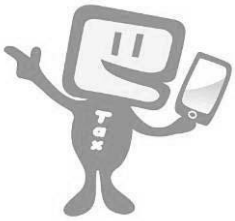

税理士による無料申告相談

～　申　告　書　を　作　成　で　き　ま　す　～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期　間	会　場	所　在　地	時　間	対　象　者（注１）
令和6年1月30日（火）～　1月31日（水）	江東区豊洲文化センター　７階レクホール	江東区豊洲２－２－１８　豊洲シビックセンター内	午前９時30分から　午後４時00分まで　【事前申込をお願いします】	・年金受給者　・給与所得者　・小規模納税者（注２）
令和6年2月6日（火）～　2月9日（金）	江東区文化センター　２階展示室	江東区東陽４－１１－３		

注１　土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。
注２　小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和４年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

○　申告書等の提出のみの場合は、江東西税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。

○　令和５年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンライン又は電話による**事前申込**を受け付けます。

○　オンラインによる事前申込は、令和６年１月10日（水）から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。

事前申込サイト

https://coubic.com/koto-wzei/booking_pages#pageContent

○　電話による事前申込は、令和６年１月10日（水）から可能となります。
【事前申込専用番号：03-6745-6344】（受付時間：平日午前９時～午後４時）に電話の上、オペレーターに「管轄の税務署（江東西税務署）」「ご希望の会場及び相談日時」「ご相談者の氏名・電話番号」をお伝えください。
なお、「事前申込専用番号」以外（税務署及び地方団体）での電話申込は受け付けておりません。
また、電話が大変混みあう可能性がありますので、オンラインによる事前申込の利用をご検討ください。

○　一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、事前申込をご利用ください。

○　昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

○　ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。

（裏面もご覧ください。）

申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和６年２月16日（金） ～　３月15日（金） ※　土、日及び祝日を除きます。 ただし、２月 25 日の日曜日は開場します。	東京国税局１階 ※　江東西税務署では、申告書の作成・相談は行っておりません。	中央区 築地５－３－１	【受付】 午前８時 30 分から午後４時まで 【相談】 午前９時 15 分から午後５時まで

お持ちいただくもの

① 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類
② マイナンバーカード（※）

※　マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。
- 利用者証明用電子証明書（数字４桁）
- 署名用電子証明書（英数字６文字以上 16 文字以下）

※　マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。
- 運転免許証等の身元確認書類
- 通知カード等のマイナンバーが分かる書類

案内図

入場整理券

○　令和５年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

○　入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINE による事前発行で入手することが可能です。

是非、LINE による事前発行をご利用ください。

○　入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。

○　３月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、２月中の来場をお勧めします。

オンラインで事前発行　友だち追加はこちらから！

LINE アプリで国税庁の公式 LINE アカウントを友だち追加してください。

事前に準備いただきたいこと

マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。

○　確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要

○　申告書への自動入力が可能（控除証明書等の集計や１件ずつ入力する手間が不要）

○　e-Tax でデータ送信

マイナポータル連携の概要はこちらから！

マイナポータル連携の事前準備はこちらから！

提出のみの場合は、税務署の窓口または郵送で!!

郵送での提出先は 東京国税局業務センター江東東分室 です。

＜宛先＞　〒136-8506　東京都江東区亀戸２－17－８
東京国税局業務センター江東東分室

～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書（インボイス）発行事業者は、令和６年４月１日（月）までに消費税の確定申告を行う必要があります。
なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続は、確定申告書等作成コーナー・**e-Tax**をご利用ください！！
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

インボイス制度に関する情報ガイド（税額の計算方法）